

記載例

様式第三（第十六条第一項関係）

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

① 令和〇年〇月〇日

松本市長 殿

② 松本市丸の内〇番〇号
 申請者 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	③ 株式会社〇〇〇〇 △△工場
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	③ 松本市大字●●1234番、同1235番、同1236番1、同1236番2
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類の	④ 65 酸又はアルカリによる表明処理施設
施設の設置場所	⑤ 別図のとおり
廃止年月日	⑥ 令和〇年〇月〇日
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	⑦ ほう素及びその化合物
確認を受けようとする土地の場所	⑧ 松本市大字●●1235番、同1236番1、同1236番2
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	⑨ 引続き事業場の敷地として利用する

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

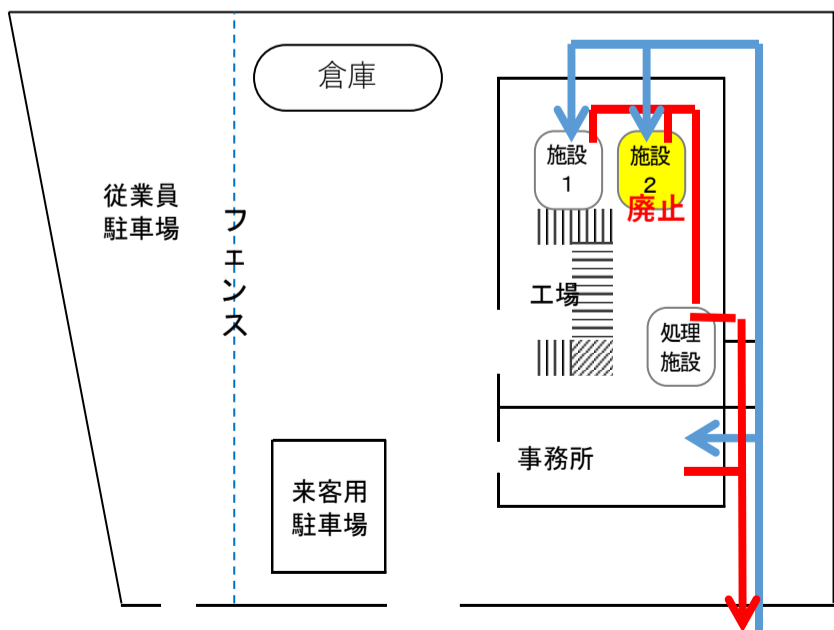
※以下「法」とは土壤汚染対策法を指します。

- ① 申請書を提出する日を記載
- ② 住所、氏名（法人名・代表者名）を記載
・申請者は土地の所有者となります。
- ③ 特定施設の使用を廃止した事業場名及びすべての土地の地番を記入
- ④ 使用を廃止した有害物質使用特定施設の種類を記入
- ⑤ 有害物質使用特定施設の配置図を添付（添付書類2）
- ⑥ 有害物質使用特定施設の廃止年月日または法第3条第3項通知を受けた日を記入
- ⑦ 有害物質使用特定施設で使用等していた特定有害物質の種類を記入
- ⑧ ただし書の確認を受けようとする土地の地番をすべて記入
・道路、フェンス等により外形上明確に区分することができる場合に限り、調査対象範囲から除外することができます。
- ⑨ 今後の土地の利用方法を記入
・「引続き事業場として利用する」等

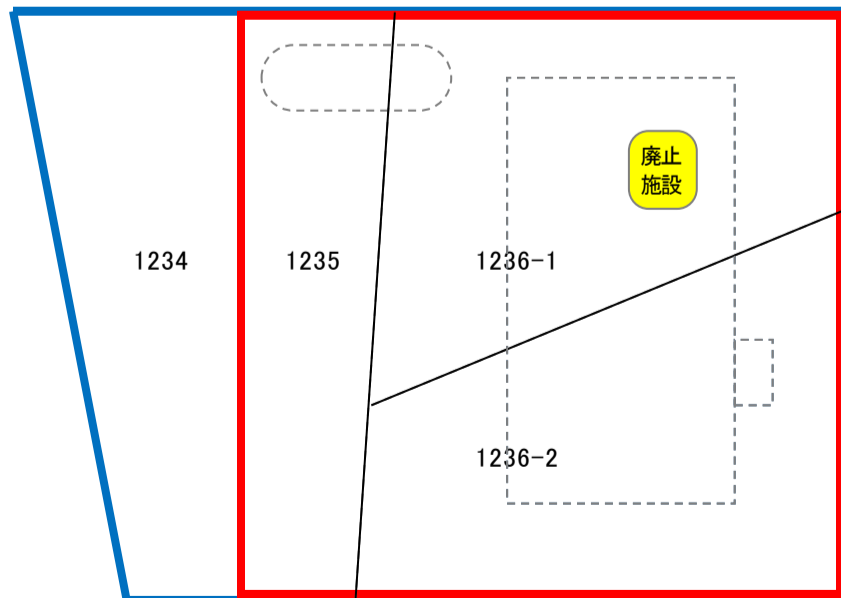
- ・法第3条第1項のただし書確認の手続きにより調査義務は一時的に免除されますが、消滅はしません。
- ・土地の利用方法を変更しようとするときは、届出が必要です。
※変更しようとする土地の利用方法が調査義務を一時的に免除されるための要件を満たさなくなったときは、確認は取り消され、調査義務が改めて生じます。
- ・土地の譲渡、相続、合併等により土地の所有者等に変更があったときは、新たな土地の所有者による承継の届出が必要です。
- ・確認を受けた土地で一定の規模(900㎡)以上の土地の形質の変更をしようとするときは、法第3条第7項の届出が必要です。
※届出後に必ず調査命令が発出されます。

<添付書類>

- 1 案内図
- 2 使用が廃止された有害物質使用特定施設の設置場所を示した図
- 3 事業場の敷地及びただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図



青→：給水経路
 赤→：排水経路
 黄：使用が廃止された有害物質使用特定施設



青□：工場・事業場の敷地
 赤□：ただし書の確認を受けようとする土地
 黄：使用が廃止された有害物質使用特定施設